

令和4年度第1回

島田市国民健康保険運営協議会

(別冊資料)

(目次)

- ・ 島田市国民健康保険運営協議会委員名簿 … P1
- ・ 島田市国民健康保険税賦課限度額の改正について … P2～5
- ・ 島田市国民健康保険事業計画 … P6～9
- ・ 令和3年度島田市国民健康保険事業特別会計決算見込状況 … P10
- ・ 特定健診・特定保健指導 … P11～12
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業 … P13～14
- ・ 減塩普及啓発事業 … P15～16
- ・ 保険料水準統一の進捗状況 … P17～18
- ・ 令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計予算状況 … P19～20
- ・ 個人番号を活用した事業の実施状況 … P21～22
- ・ 令和4年度島田市国民健康保険運営協議会事業予定 … P23

島田市国民健康保険運営協議会

(関係法令:国民健康保険法、島田市国民健康保険条例、島田市国民健康保険運営協議会規則)

1 審議事項(島田市国民健康保険運営協議会規則第2条)

- 一部負担金の負担割合に関する事項
- 保険税の賦課方法に関する事項
- 保険給付の種類及び内容に関する事項
- 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項

2 委員構成(国民健康保険法施行令第3条、島田市国民健康保険条例第2条、島田市国民健康保険運営協議会規則第3条)

- 被保険者を代表する委員
- 保険医又は保険薬剤師会を代表する委員
- 公益を代表する委員
- 被用者保険を代表する委員

3 委員(国民健康保険法施行令第4条及び第5条、島田市国民健康保険運営協議会規則第4条)

- 会 長 ()
 - 会長代理 (岡村 修)
 - 任 期 3年 (令和3年6月1日～令和6年5月31日)
- }国民健康保険法施行令第5条により公益を代表する委員から選任

区分	氏 名	職 業 等	備 考
被 保 険 者	水 野 京 子		
	高 野 由 美		
	土 屋 直 亮		
	鈴 木 三 枝 子		
保 険 医 ・ 薬 剤 師	田 口 博 之	医師(島田市医師会)	
	坂 井 敏 明	医師(榛原医師会)	
	川 端 泰 三	歯科医師(島田歯科医師会)	
	林 拓 郎	薬剤師(島田薬剤師会)	
公 益	芹 澤 豊	自治会長(島田地区)	
	林 邦 彦	自治会長(島田地区)	
	塚 本 功	民生児童委員	
	岡 村 修	島田市商工会	
被 保 用 者 等	今 泉 菜 穂 子	全国健康保険協会静岡支部	
	富 永 安 裕	健康保険組合連合会静岡連合会	

4 事務局

氏 名	職 名	備 考
畑 活 年	健康福祉部長	
平 松 栄 治	国保年金課長	
杉 岡 真 樹	国保年金課国民健康保険係長	
小 澤 克 之	国保年金課保険税係長	
柴 田 智 大	国保年金課保健事業係長	
松 田 恵	国保年金課国民健康保険係主査	
磯 部 祥	国保年金課後期高齢者医療・年金係主査	
天 野 朋	国保年金課保健事業係・主任保健師	

【審議事項】

島田市国民健康保険税賦課限度額の改正について

基礎課税額分に係る賦課限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額分に係る賦課限度額を「19万円」から「20万円」に改める。

施行期日は、令和5年4月1日を予定（令和5年度課税分から適用する。）

提案理由

令和3年の税制改正により、「地方税法等施行令の一部を改正する政令」が令和4年3月31日公布、同年4月1日に施行され、国民健康保険税の基礎課税額分及び後期高齢者支援金課税額分の賦課限度額（法定限度額）が引き上げられたことに伴い改正する。

国民健康保険税の賦課限度額

	区 分	現行	改正後	差額
①	基礎課税額分（医療分）	63万円	65万円	2万円引上げ
②	後期高齢者支援金等課税額分	19万円	20万円	1万円引上げ
③	介護納付金課税額分	17万円	17万円	据え置き
	合 計	99万円	102万円	3万円引上げ

資料2-2

《表1-1》基礎課税額（医療分）分被保険者数別所得限度額

【単位：円】

世帯当たり 被保険者数	応益割額 計	改正前		改正後	
		賦課限度額 630,000		賦課限度額 650,000	
		所得割限度額	所得限度額	所得割限度額	所得限度額
1人	49,400	580,600	9,226,970	600,600	9,530,000
2人	77,200	552,800	8,805,758	572,800	9,108,788
3人	105,000	525,000	8,384,546	545,000	8,687,576
4人	132,800	497,200	7,963,334	517,200	8,266,364

◆基礎課税額（医療分）算出式

所得割：	(課税所得 - 43万円) × 6.6%	・・・①	} 応能割額
資産割：	廃止		
均等割：	被保険者数 × 27,800円	・・・②	} 応益割額
平等割：	1世帯当たり 21,600円	・・・③	

基礎課税額： ①+②+③ ※但し賦課限度額を上限とする

《表2-1》賦課限度額を超える世帯数及び課税額

	賦課限度額	賦課限度額を 超える世帯数	賦課限度額を 超える課税額	賦課限度額を 超える世帯割合
基礎課税額分	63万円	120世帯	48,254,611円	0.95%
	65万円	106世帯	45,984,187円	0.84%
引き上げの影響を受ける世帯		14世帯	/	0.11%
		課税額増加分	2,270,424円	

《表3》令和3年度所得階層別世帯数（本算定時）

所得階層	世帯数	割合
33万円以下	4,399	34.66%
33万円超 100万円以下	2,438	19.21%
100万円超 200万円以下	2,996	23.61%
200万円超 300万円以下	1,393	10.98%
300万円超 500万円以下	991	7.81%
500万円超 700万円以下	228	1.80%
700万円超 1000万円以下	151	1.19%
1000万円超	96	0.76%
合計	12,692	100.00%

※データは令和3年本算定時現在

《表1-2》後期高齢者支援金等課税額分被保険者数別所得限度額

【単位：円】

世帯当たり 被保険者数	応益割額 計	改正前		改正後	
		賦課限度額 190,000		賦課限度額 200,000	
		所得割限度額	所得限度額	所得割限度額	所得限度額
1人	12,600	177,400	10,285,556	187,400	10,841,112
2人	25,200	164,800	9,585,556	174,800	10,141,112
3人	37,800	152,200	8,885,556	162,200	9,441,112
4人	50,400	139,600	8,185,556	149,600	8,741,112

◆後期高齢者支援金等課税額分課税額算出式

所得割：	(課税所得 - 43万円) × 1.8%	・・・①	} 応能割額
資産割：	無し		
均等割：	被保険者数 × 12,600円	・・・②	} 応益割額
平等割：	無し 0円	・・・③	

基礎課税額： ①+②+③ ※但し賦課限度額を上限とする

《表2-2》賦課限度額を超える世帯数及び課税額

	賦課限度額	賦課限度額を 超える世帯数	賦課限度額を 超える課税額	賦課限度額を 超える世帯割合
後期高齢者 支援金等 課税額分	19万円	125世帯	15,135,189円	0.98%
	20万円	104世帯	13,985,059円	0.82%
引き上げの影響を受ける世帯		21世帯		0.17%
		課税額増加分	1,150,130円	

未就学児分国民健康保険税均等割額の軽減について

【概要】

国民健康保険における子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国、地方の取組として、未就学児にかかる国民健康保険税の均等割額を軽減する。

施行期日：令和4年4月1日

【対象者】

国民健康保険の全世帯の未就学児（※1）

（※1）未就学児：0歳から6歳に達する日以後最初の3月31日までの方

【軽減の内容】

未就学児1人につき、基礎課税額分（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額分の均等割額の5割を軽減

所得額に応じた軽減措置（7割・5割・2割）の対象世帯については、軽減適用後の算定額の5割を軽減（※2）

（※2）例）7割軽減の対象世帯の場合、軽減後の3割の額の5割＝1.5割を軽減（全体では8.5割の軽減となる。）

7割	1.5割	1.5割
所得額に応じた軽減	未就学児分軽減	課税額

（所得額に応じた軽減措置別の軽減割合）

所得額に応じた軽減措置	全体の軽減割合
7割軽減世帯	8.5割
5割軽減世帯	7.5割
2割軽減世帯	6割
軽減なし世帯	5割

【財源内訳】

国：1/2、県：1/4、市：1/4

市負担分は一般会計から繰入

【軽減見込額】（令和4年度分）

対象者数	基礎課税分 軽減額	後期支援金分 軽減額	全体軽減額
390人	5,421,000円	1,560,000円	6,981,000円

令和4年度鳥田市国民健康保険事業計画 主な取組内容(抜粋)

重点取組

効果的な事業運営

(1)適用適正化対策の推進

①資格の適用適正化

- ・厚生年金への加入情報を活用し、国保脱退手続きを勧奨

②適正な賦課

- ・適正な所得の把握、未申告者への指導及び申告の必要性について周知

③居所不明被保険者の資格管理

- ・国保関係通知の返礼分について、実態把握の調査を行い、居住実態がない場合は、住民登録の職権消除を依頼

国保財政の安定化

(1)医療費適正化対策の推進

①医療費通知の実施

- ・被保険者の健康意識の向上と医療費の適正化のため、毎月の受診状況を通知
- ・自己の医療費水準を確認するため、被保険者の平均医療費などの参考情報を掲載

②ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及促進

- ・ジェネリック医薬品の使用促進のため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知
- ・市薬剤師会などの関係機関と連携し、ジェネリック医薬品の普及率向上の対策に取り組む

③第三者行為求償

- ・交通事故等による受診について、届出の勧奨を周知
- ・消防署と連携し、救急搬送記録等から第三者行為による傷病の有無を確認
- ・研修等への参加により知識の習得に努め、国保連合会の巡回援助で専門職の助言を得て課題の解決に取り組む
- ・国保連合会と連携し、第三者行為が疑われるレセプト発見の強化の対策に取り組む

④重複頻回受診等に対する指導

- ・重複受診、頻回受診、重複・多剤服薬の対象となる被保険者を訪問し、病状や生活状況の把握に努め、改善点を指導・助言
- ・被保険者の健康維持のため、ポリファーマシー(多剤服用等の健康被害)やセルフメディケーション(軽度な不調時の健康状態の自己管理)を周知

(2) 保健事業の推進

① 特定健診・特定保健指導の実施

- ・特定健診の受診率向上のため、受診方法に合わせた受診勧奨
- ・特定健診のPR(街頭広報、医療機関へのポスター掲示等)を実施するとともに、平日の受診が困難な方を対象に日曜健診を実施
- ・生活習慣の改善を狙い、35～39歳の若年層健診を実施
- ・特定保健指導の実施率維持のため、一部を委託し、初回は分割実施

② 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

- ・健診結果から糖尿病性腎症2、3期患者に重症化予防プログラムへの参加を促し、同第3、4期患者に病診連携を実施
- ・プログラムでは健康教育、服薬指導、24時間蓄尿による食事分析のほか、歯周疾患検診を実施

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- ・庁内連携会議や医療専門職による健康課題の検討会を実施
- ・健康状態不明者への訪問、通いの場での医療専門職による健康教育、相談を実施

④ 市民全般を対象とした健康教育

- ・適塩(減塩)の取り組みを周知し、意識しなくても適塩できる環境をつくる

⑤ 健康課題の把握

- ・医療費分析システムによる医療費の分析、健康課題の把握、関係機関への情報提供

(3) 収納率向上対策の推進

① 口座振替・コンビニ収納の推進

- ・口座振替の推奨、電子納付可能な環境整備、コンビニ収納等の多様な収納方法の実施を推進

② 滞納者対策

- ・滞納者の財産調査、差押などの滞納処分の執行

その他の取組

(1) 事務処理標準化への対応

① 市町村事務処理標準システムの導入

- ・システムの導入に係る情報収集、導入の検討

② 住民基本台帳システムの標準化

- ・国の標準仕様に準拠したシステムの選定、住民基本台帳システムの標準化に向けた準備作業

(2) オンライン申請への対応

① 窓口手続きのオンライン化

- ・被保険者の各種申請手続きの負担軽減と事務処理の効率化のため、国保関係窓口手続きについて、オンライン化の対象事務を選定し、オンライン化の実施を検討

② 公的給付支給等口座登録制度への対応

- ・公的給付支給等口座登録制度の実施に向けた準備作業の実施

(3) オンライン資格確認の普及・啓発

① 被保険者向けの普及・啓発

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録の促進のため、窓口での専用端末による登録支援、多様な情報提供媒体による周知

② 医療機関向けの普及・啓発

- ・医師会や薬剤師会等への情報提供により医療機関でのオンライン資格確認の導入を支援

※ 下線斜体の箇所は前年度の取組内容から変更があった箇所

静岡県国民健康保険運営方針の概要

項目	概要
趣 旨	制度改革後の新たな国保制度を将来にわたり持続可能で、県民が安心して医療を受けられる制度とする。
期 間	2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度) 3年間
取 組 等	<p style="text-align: center;">国保の医療に要する費用及び財政の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者、医療費等の動向確認 ●赤字解消・削減の取組 ●財政安定化基金の活用 など
	<p style="text-align: center;">保険料の標準的な算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納付金及び標準保険料率の算定方法決定 ●保険料水準の方針決定 ●保険税・保険料の方式決定 など
	<p style="text-align: center;">保険料の徴収の適正な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●収納率目標の設定 ●収納率向上の取組決定
	<p style="text-align: center;">保険給付の適正な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養費の支給の適正化 ●レセプト点検の充実強化 ●県による保険給付の点検 ●第三者行為求償事務強化の取組 など
	<p style="text-align: center;">医療に要する費用の適正化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療費通知、後発医薬品の普及促進 ●特定健診受診率等の向上 ●糖尿病性腎症重症化予防の取組 ●先進的事例の横展開 など
	<p style="text-align: center;">国保事業の広域的及び効率的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険料等の減免基準の標準化 ●保険者共同処理事務の推進 ●市町村事務処理標準システム活用の推進 など
	<p style="text-align: center;">保健医療サービスに関する施策等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療費分析システムによる健康課題の把握 ●地域包括ケアシステムの推進 ●被保険者の健康づくりに向けたインセンティブの提供 など
	<p style="text-align: center;">その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県、市町との協議、 ●PDCA サイクル(目標設定→取組実施→評価→目標見直し)の実施、 ●広報、啓発、●他の医療保険者や医療機関との連携、 ●保険者努力支援制度の活用

令和3年度島田市国民健康保険事業特別会計決算見込状況

(歳入見込)

(単位:千円)

科 目	令和3年度		令和2年度	比較	前年度比
	予算額	決算見込額	決算額		
1 国民健康保険税	1,755,517	1,920,840	1,937,320	△ 16,480	99.2%
現年課税分	1,694,128	1,878,945	1,867,235	11,710	100.6%
滞納繰越分	61,389	41,895	70,085	△ 28,190	59.8%
2 使用料及び手数料	2	89	134	△ 45	66.4%
3 県支出金	6,602,662	6,535,471	6,385,340	150,131	102.4%
4 財産収入	150	51	51	0	100.0%
5 繰入金	879,347	657,917	661,109	△ 3,192	99.5%
一般会計繰入金	673,905	657,917	661,109	△ 3,192	99.5%
基金繰入金	205,442	0	0	0	*****
6 繰越金	34,852	617,766	643,367	△ 25,601	96.0%
7 諸収入	57,312	65,947	61,622	4,325	107.0%
8 国庫支出金	1,862	1,862	6,425	△ 4,563	29.0%
歳入見込合計	9,331,704	9,799,943	9,695,368	104,575	101.1%

(歳出見込)

(単位:千円)

科 目	令和3年度		令和2年度	比較	前年度比
	予算額	決算見込額	決算額		
1 総務費	157,774	149,610	150,706	△ 1,096	99.3%
2 保険給付費	6,439,342	6,340,048	6,184,406	155,642	102.5%
療養給付費	5,566,098	5,506,746	5,365,075	141,671	102.6%
療養費	38,386	38,085	38,721	△ 636	98.4%
審査支払手数料	21,774	21,700	21,301	399	101.9%
高額療養費	781,372	750,506	741,154	9,352	101.3%
移送費	100	0	0	0	*****
出産育児諸費	23,112	15,506	11,204	4,302	138.4%
葬祭費	7,500	7,150	6,950	200	102.9%
傷病手当費	1,000	355	0	355	*****
3 事業費納付金	2,522,412	2,481,276	2,581,464	△ 100,189	96.1%
一般・医療給付費分	1,730,858	1,689,725	1,760,142	△ 70,417	96.0%
退職・医療給付費分	747	746	8,725	△ 7,979	8.6%
一般・後期高齢者支援金分	593,654	593,653	603,460	△ 9,807	98.4%
退職・後期高齢者支援金分	90	89	731	△ 642	12.2%
介護納付金分	197,063	197,063	208,407	△ 11,344	94.6%
4 共同事業拠出金	10	0	1	△ 1	*****
5 保健事業費	144,549	119,045	110,787	8,258	107.5%
6 基金積立金	153	51	51	0	100.0%
7 公債費	1,644	0	0	0	*****
8 諸支出金	60,820	36,735	50,188	△ 13,453	73.2%
9 予備費	5,000	0	0	0	*****
歳出見込合計	9,331,704	9,126,765	9,077,603	49,162	100.5%

歳入見込合計 9,799,943 千円

歳出見込合計 9,126,765 千円

差引見込額 673,178 千円

特定健診・特定保健指導の状況等について

特定健康診査

1 第3期実施計画の目標と実績（法定報告受診率）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
島田市目標値	40.0%	44.0%	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%
島田市	39.7%	41.6%	40.8%	—	—	—
受診者数	6,232人	6,323人	6,131人	—	—	—
静岡県	38.7%	38.7%	35.2%	—	—	—

2 令和3年度国保特定健診受診状況暫定値

年度（時点）	対象者数	受診者数	受診率
令和3年度（R4.6.1時点）	16,733	6,562	39.2
令和2年度（R3.6.1時点）	16,957	6,614	39.0

特定保健指導

1 第3期実施計画の目標と実績（法定報告終了者率）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
動機付け支援目標値	88.8%	88.8%	88.8%	88.8%	88.8%	88.8%
実績	85.9%	92.5%	90.2%	—	—	—
終了者数	396人	446人	440人	—	—	—
積極的支援目標値	87.5%	87.5%	87.5%	87.5%	87.5%	87.5%
実績	70.8%	81.9%	82.7%	—	—	—
終了者数	85人	104人	105人	—	—	—
保健指導全体目標値	88.5%	88.5%	88.5%	88.5%	88.5%	88.5%
実績	82.8%	90.3%	88.6%	—	—	—

2 令和3年度国保特定保健指導実施状況暫定値

年度（時点）	対象者数	利用者数	利用率
令和3年度（R4.6.1時点）	638	526	82.4%
令和2年度（R3.6.1時点）	667	605	90.7%

令和4年度 特定健康診査実施体制

1 実施時期 令和4年6月1日～令和5年2月28日

2 実施方法・委託機関

方法	実施場所	委託機関	備考
個別	医師会所属診療所（23か所）	（一社）島田市医師会	
	医師会所属診療所（1か所）	（一社）榛原医師会	
	島田市立総合医療センター健診センター	島田市立総合医療センター	
集団	保健福祉センターはなみずき ローズアリーナ 初倉公民館（くらら） 六合公民館（ロクティ） 夢づくり会館 川根文化センターチャリム 21	聖隷予防検診センター	国保総合健診実施 （がん検診と同時）
	伊久身農村環境改善センター （やまびこ）	（一社）榛原医師会	6月～翌年1月の 19日間
	夢づくり会館、金谷公民館（みんくる）等、他6会場		
	山村都市交流センターささま		

3 自己負担 無料

4 検査項目 糖尿病性腎症の重症化予防のため、HbA1c6.5以上及び糖尿性腎症重症化予防プログラム修了者の方（検証）に尿中アルブミン検査を追加項目として実施

令和4年度 特定保健指導の体制

1 実施時期 令和4年7月～令和5年9月

2 実施場所 島田市保健福祉センターはなみずき、金谷公民館（みんくる）、川根支所
総合がん検診との同時実施、一部人間ドックにおいては検診会場にて実施

3 実施機関 医療保険者自らが実施
総合がん検診との同時実施、一部人間ドックにおいては検診事業者にて委託

国保ヘルスアップ事業について

(令和3年度実績及び令和4年度計画)

[令和3年度 実績報告]

1. 島田市糖尿病性腎症重症化予防推進委員会

- (1) 委員会開催 2回 (令和3年9月27日 (書面開催)、令和4年3月28日)
 (2) 内 容 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実践の評価及び検証

2. 広報・啓発事業

(1) 被保険者向け広報活動

- ア 実施日 令和3年11月14日 (日)
 イ 内 容 世界糖尿病デー啓発事業

(2) 糖尿病性腎症重症化予防セミナー

実施日	参加者数	内容
令和3年11月24日	21人	第1回 腎臓専門医からのメッセージ！ 講師：しのぎき消化器科・内科医院長 篠崎真吾先生
令和3年12月16日	17人	第2回 健康！健口！健幸！糖尿病とお口のふか〜い関係のはなし 講師：島田歯科医師会 鈴木一令先生
令和4年3月2日	13人	第3回 からだに嬉しい！楽しい！運動のススメ 講師：静岡英和学院大学・静岡福祉大学非常勤講師 青野宏子先生

3. 糖尿病性腎症保健指導プログラムの実践

- (1) 期 間 令和3年8月～令和4年10月
 (2) 対 象 者 糖尿病性腎症第2、3期に該当する方 102人
 (3) 方 法 教室の開催、個別指導、薬剤師面談
 (4) 実 施 者 看護師、保健師、管理栄養士
 (5) 参 加 者 17人

4. 糖尿病性腎症3期・4期患者の病診連携

- (1) 腎症病期ステージ3期・4期患者で非専門医に受診している患者について、市民病院をはじめとする専門医やかかりつけ薬局と連携を進める。
 (2) 連携実施者 1人

5. 糖尿病重症化予防歯科検診

- (1) 対 象 者 特定健診の結果、HbA1c6.5%以上で、1年以内に歯科受診のない方
 (2) 委 託 機 関 島田市歯科医師会、榛原歯科医師会
 (5) 受 診 者 22人

[令和4年度 事業計画]

1. 島田市糖尿病性腎症重症化予防推進委員会

- (1) 委員会開催 2回(9月頃、3月頃)
- (2) 内 容 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実践の評価及び検証

2. 広報・啓発事業

(1) 被保険者向け広報活動

ア 時 期 11月13日(日)

イ 内 容 糖尿病と腎臓病のおはなし(予定)

(2) 糖尿病性腎症重症化予防セミナー

年3回(4回×1クール) 開催予定

3. 糖尿病性腎症保健指導プログラムの実践

- (1) 対 象 者 糖尿病性腎症第2、3期に該当する方
- (2) 方 法 教室の開催、個別指導、薬剤師面談
- (3) 実 施 者 看護師、保健師、管理栄養士

4. 糖尿病性腎症3期・4期患者の病診連携

- (1) 腎症病期ステージ3期・4期患者で非専門医に受診している患者について、市民病院をはじめとする専門医やかかりつけ薬局と連携を進める。

5. 糖尿病重症化予防歯科検診

- (1) 対 象 者 特定健診の結果、HbA1c6.5%以上で、1年以内に歯科受診のない方
- (2) 委 託 機 関 島田市歯科医師会、榛原歯科医師会

6. 島田市適塩プロジェクト

別添資料参照

島田市国民健康保険における減塩普及啓発事業の概要

—島田市国保 T(適) E(塩)・A(アクション)プロジェクト—

国保年金課

【課題と対策】

医療からみる健康課題

▼生活習慣病の医療費が高い

- 費用額の高い上位5疾病のうち4疾病が生活習慣病
糖尿病：2位、高血圧性疾患：4位

▼糖尿病と高血圧性疾患の医療費水準が県全体と比較して高い

- いずれも1人当たり費用額、受診率が高い

健康課題への対策

- 糖尿病：重症化予防事業を実施中

- 高血圧性疾患：発症予防に重点を置いた事業を新規に実施

生活習慣要因 **食生活** 喫煙 飲酒 運動不足 休養不足 孤独・孤立

改善事項 **塩分摂取量** 脂肪摂取量 食事量 食事時間 栄養バランス

【基本方針】

健康に関する情報が簡単、豊富に入手できる現代において、「正しい知識の普及」「継続可能な取組」を「他職種・他分野との連携共同」により実現するために、あらゆる側面からのアプローチを長期的なビジョン（計画）に基づき実施する。

【事業内容】

生活習慣病の重症化につながる「脳・心臓・腎臓」の血管を守るため、特に「塩分摂取量」に着目し、正しい生活習慣病予防の基本となる**食習慣の改善を地域全体で進める食環境整備**を行う。

具体的取組	1年目	・普及、啓発キャラクターの制作 ・適塩取量の増加に関する動画配信
	2年目	・健康づくり団体、食環境整備に関わる地域団体との連携 ・かんたん☆おいしい減塩メニューの普及
	3年目	・民間企業を巻き込んだ食環境の整備（他部への協力連携依頼） （飲食店、スーパー等との連携・協働）
連携分野	教育分野、産業・商業分野、医療分野	

【予算】（令和4年度国民健康保険事業特別会計）

糖尿病性腎症重症化予防事業 減塩普及啓発事業 560千円

財源：保険給付費等交付金 国庫・国保ヘルスアップ事業（上限16,000千円）

【啓発キャラクター紹介】

「ヘルしろう」

- ・ Healthy
- ・ 知る
- ・ 減る



制度改正前の
現状と課題

保険料率を市町ごとに設定しているため、市町間格差が大きい

市町間格差が生じる要因と課題

①医療費水準	②賦課方式	③収納率	④赤字繰入
●医療費適正化取組の差 ●医療体制等の違い	●資産割・平等割の有無 ●料と税の違い	●滞納整理手法の違い ●料と税の時効期間の違い	●赤字補填目的の繰入有無

静岡県の現状と取組

静岡県国民健康保険運営方針での決定状況

①医療費水準	②賦課方式	③収納率	④赤字繰入
目標 医療費水準の平準化	目標 賦課方式の統一	目標 高水準での収納率平準化	目標 赤字繰入の削減・解消
取組 ●県での医療費適正化の取組 ●保健事業の横展開	取組 ●資産割の廃止 ●医療分（3方式）	取組 ●収納率目標設定 ●市町への指導・助言等	取組 ●該当市町：赤字削減等計画策定 ●県：県赤字削減等計画策定

運営方針連携会議等での検討状況

①医療費水準	②賦課方式	③収納率	④赤字繰入
検討事項 ●納付金算定方法の調整 →α値（※）の引下げ方法	検討事項 ●後期、介護分の賦課方式 →平等割の有無	検討事項 ●交付金メニューの見直し →収納率向上対策への交付金	検討事項 ●赤字削減等計画の公表
検討結果 ●引下げ方法を継続検討 ●引下げ条件の検討	検討結果 ●介護分（2方式（平等割無）） ●後期分は継続検討	検討結果 ●市町調査により継続検討	検討結果 ●公表結果を報告

（※）α値：事業費納付金への医療費指数反映係数で、 $0 \leq \alpha \leq 1$ で県が設定する。現状は $\alpha = 1$ （全反映）、将来は $\alpha = 0$ （反映なし）を目指す。

島田市の現状と取組

①医療費水準	②賦課方式	③収納率	④赤字繰入
現状 ●医療費水準：1人当たり費用額 →県平均より低い	現状 ●資産割廃止（R元） ●医療：3、後期：3、介護：2方式	現状 ●収納率：県内市の部1位	現状 ●実施していない
取組 ●医療費適正化の取組 ●保健事業の実施	取組 ●県の方針に沿った改正 ●賦課バランスの是正	取組 ●収納率維持・向上の対策 ●収納方法の多様化	取組 ●特になし（会計の健全運営）



目標

標準保険料率の一本化

事業費納付金算定方法	●医療費水準を反映しない（α値 = 0） ●納付金総額に保健事業や付加給付等を含めて算定…事業の標準化 ●市町ごとの収納率実績を納付金額に反映 など
------------	--

島田市の国民健康保険税の概要

令和4年度現在

国民健康保険税の区分

基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
医療費に充てる保険税	後期高齢者支援金に充てる保険税	介護保険に納める保険税

賦課方式

所得割	均等割	平等割
被保険者の所得に応じて課税	国保加入者数に応じて課税	各世帯に均等に課税

基礎課税額		後期高齢者支援金等課税額		介護納付金課税額	
所得割 税率	6.60%	所得割 税率	1.90%	所得割 税率	1.80%
均等割 税額	27,800円/人	均等割 税額	8,000円/人	均等割 税額	12,600円/人
平等割 税額	21,600円/世帯	平等割 税額	8,000円/世帯	賦課限度額	170,000円
賦課限度額	630,000円	賦課限度額	190,000円		

保険税の軽減措置

軽減種別	軽減の概要	対象の賦課方式	軽減割合
所得	世帯の所得額に応じて軽減	均等割・平等割	7割・5割・2割
未就学児	世帯の未就学児数に応じて軽減	均等割	5割
非自発的失業者	会社の倒産や解雇により国保に加入した場合に所得額を軽減	所得割	給与所得の7割
後期高齢者	国保加入者が後期高齢者医療（後期）に移行して国保加入者が1人となり、かつ後期に移行した方と継続して同一世帯である場合に軽減	平等割	最初の5年：5割 その後3年：2.5割
	社会保険加入者が後期に移行して、当該加入者の扶養であった方が国保に加入した場合に軽減	所得割・平等割・均等割※ ※均等割は世帯の国保加入者が社会保険の扶養であった方1名となる場合のみ	所得割：10割 均等割：5割 平等割：5割

事業費納付金の配分方法（都道府県）

医療費に充てる事業費納付金

県国保特別会計	歳出	医療給付費	
	歳入	公費等の収入	事業費納付金

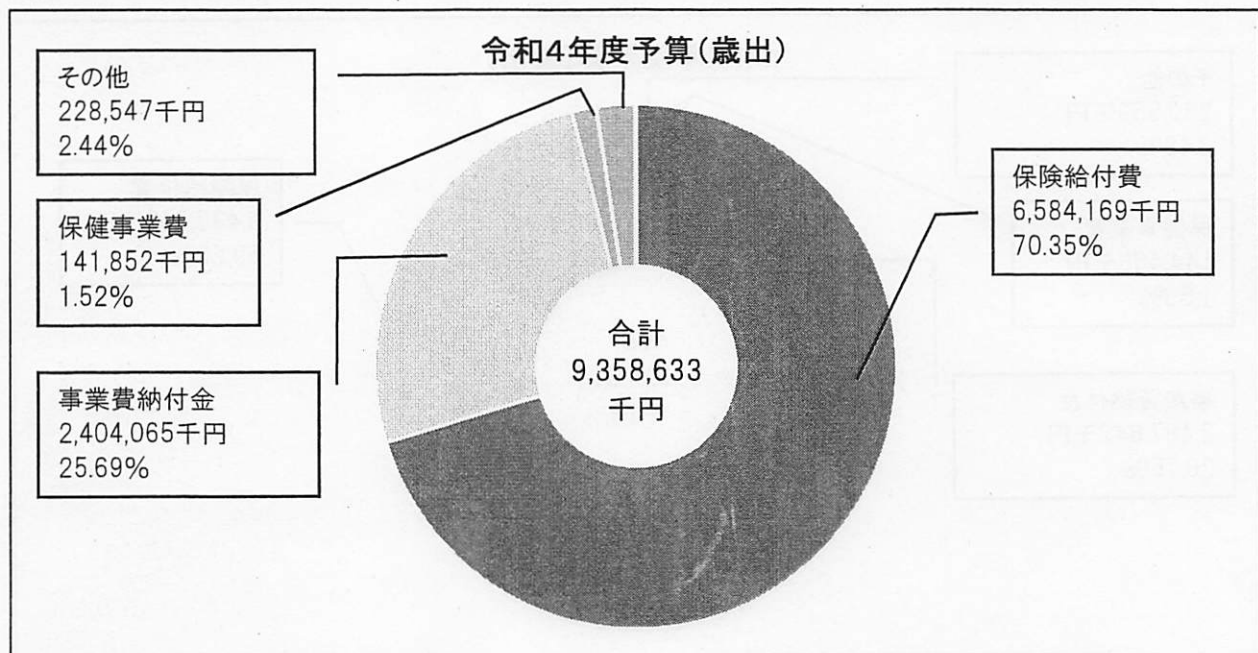
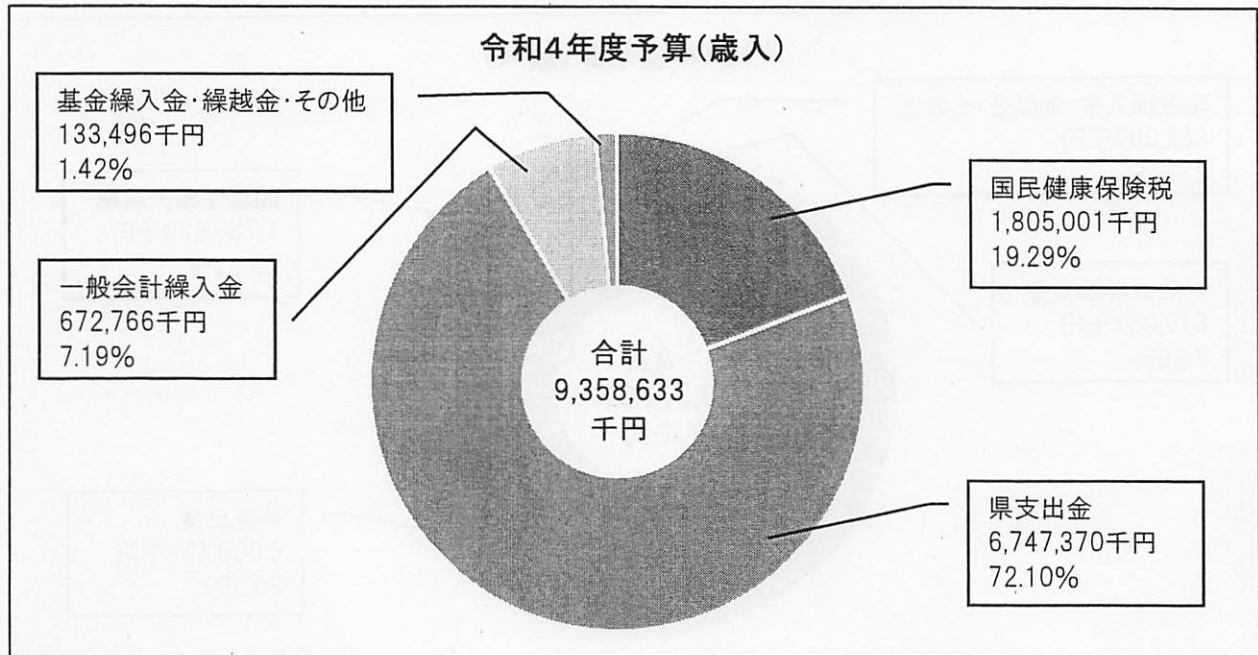
↓
按分して市町別の納付金額を決定

事業費納付金の按分方法

「被保険者数・世帯数」に応じた按分額に市町ごとの医療費水準を反映	「所得水準」に応じた按分額に市町ごとの医療費水準を反映
----------------------------------	-----------------------------

→医療費水準の反映の度合いを定める係数（0から1の間の数値である係数）がα値

令和4年度 島田市国民健康保険事業特別会計予算状況



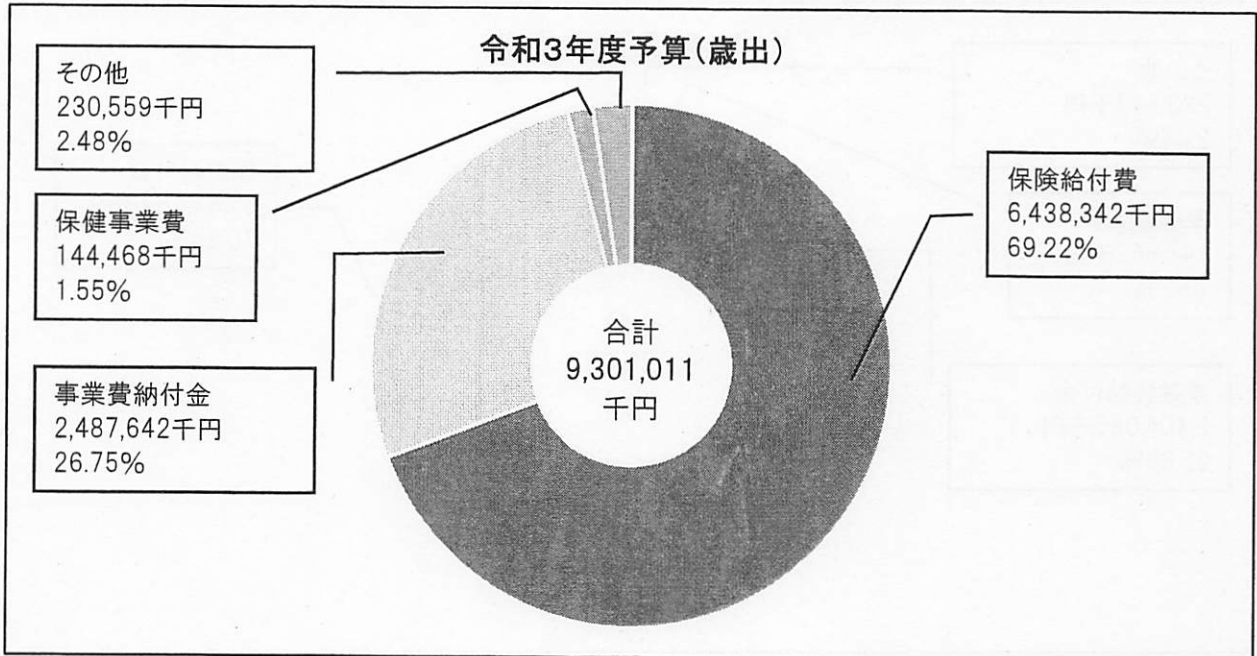
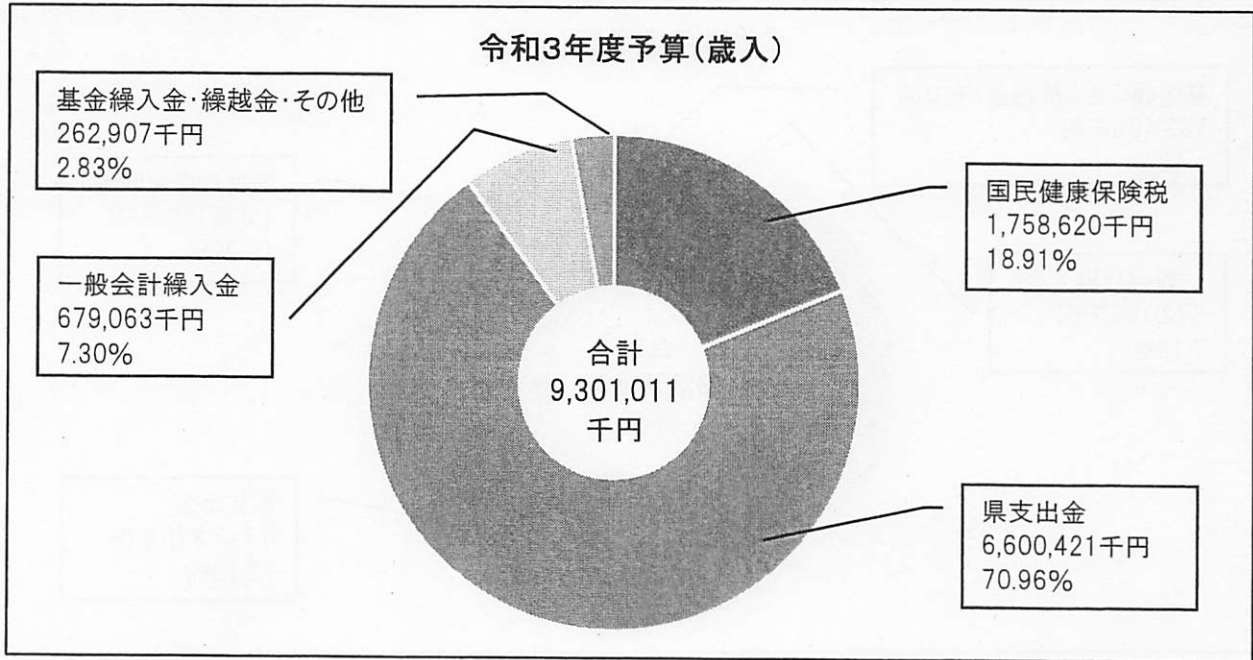
(単位:千円)

歳入科目	予算額
国民健康保険税	1,805,001
県支出金	6,747,370
一般会計繰入金	672,766
基金繰入金・繰越金・その他	133,496
計	9,358,633

(単位:千円)

歳出科目	予算額
保険給付費	6,584,169
事業費納付金	2,404,065
保健事業費	141,852
その他	228,547
計	9,358,633

令和3年度 島田市国民健康保険事業特別会計予算状況



(単位:千円)

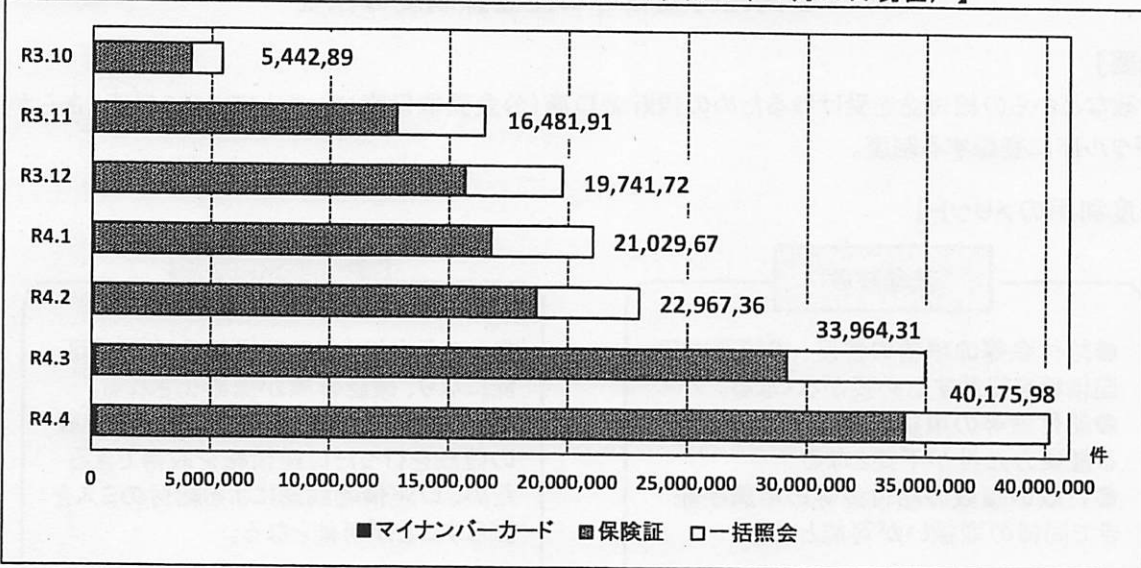
歳入科目	予算額
国民健康保険税	1,758,620
県支出金	6,600,421
一般会計繰入金	679,063
基金繰入金・繰越金・その他	262,907
計	9,301,011

(単位:千円)

歳出科目	予算額
保険給付費	6,438,342
事業費納付金	2,487,642
保健事業費	144,468
その他	230,559
計	9,301,011

オンライン資格確認の利用状況

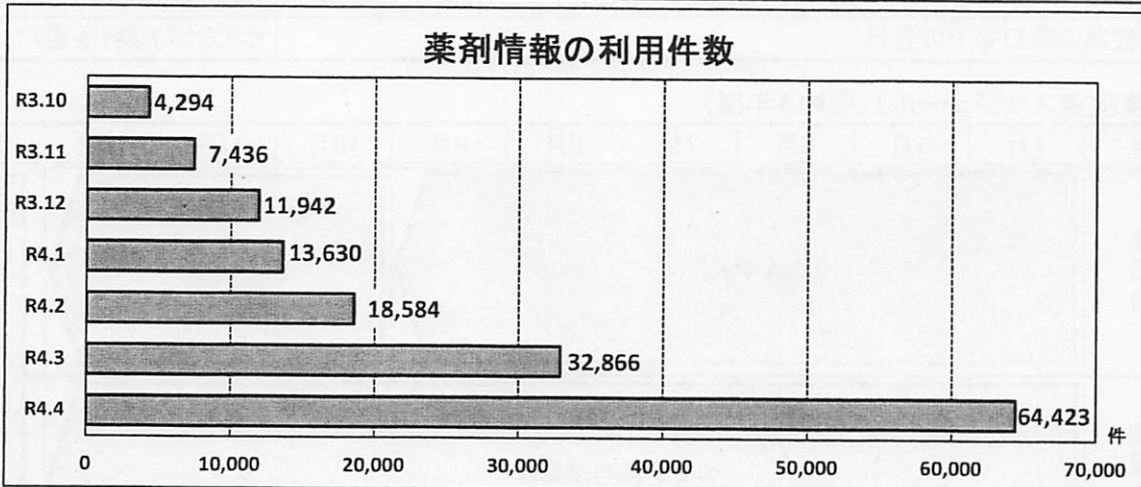
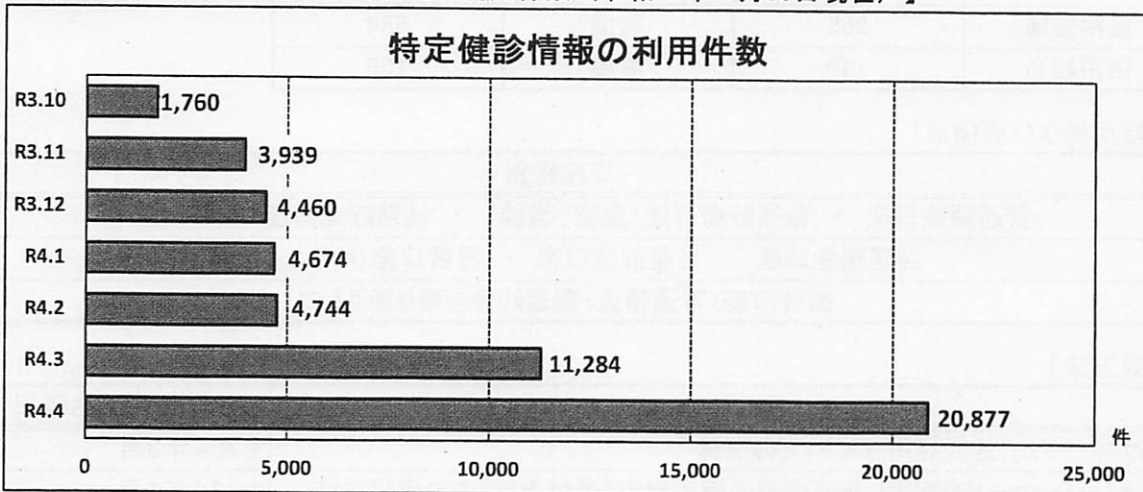
【医療機関におけるオンライン資格確認の利用件数（令和4年4月30日現在）】



一括照会：医療機関が予約患者の保険資格を一括で確認する方法
 ※10月分は10月20日から10月31日までの件数

出典：厚生労働省 運用開始施設における資格確認の利用件数

【医療機関における特定健診等情報の利用件数（令和4年4月30日現在）】



※10月分は10月20日から10月31日までの件数

出典：厚生労働省 特定健診等情報・薬剤情報の利用件数

公的給付支給等口座登録制度の概要

【概要】

行政などからの給付金を受け取るための預貯金口座(公金受取口座)を、1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度。

【制度利用のメリット】

被保険者	島田市
<ul style="list-style-type: none"> ●給付金等の申請の都度、申請書に口座情報を記載する必要がなくなる。 ●給付金等の申請に口座情報の分かる書類の添付が不要となる。 ●行政の複数の給付金等の申請手続きで同様の取扱いが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●システムにより口座情報の確認が可能になり、確認作業が簡素化される。 ●デジタル庁が金融機関に口座内容等の確認を行った口座情報を取得できるため、口座情報誤認による給付のミスが減らすことが可能となる。

【登録可能な金融機関】(令和4年6月15日現在)

金融機関種別	金融機関数	金融機関種別	金融機関数
銀行	123	労働金庫	14
信用金庫	255	農協	584
信用組合	140	漁協	106

【登録可能な口座種別】

口座種別
普通預金口座・普通貯金口座(農協、漁協)・通常貯金口座(ゆうちょ銀行)
当座預金口座・当座貯金口座・振替口座(ゆうちょ銀行)
総合口座(普通預金・普通貯金を取り扱うもの)

【登録方法】

登録方法	登録開始時期
マイナポータル(登録専用サイト)での登録	令和4年3月
マイナンバーカードを利用した所得税の確定申告(還付申告)での登録申請	令和4年1月
金融機関の窓口等での登録	令和5年下期(予定)

【制度実施スケジュール】(令和4年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
島田市	導入準備						試行運用				本格運用開始
被保険者	公金受取口座登録										

令和4年度島田市国民健康保険運営協議会事業予定

日 時	内 容	会 場
7月29日(金) 13:30～	第1回運営協議会	島田市役所
10月17日	市町国民健康保険運営協議会委員研修 (静岡県国民健康保険団体連合会主催) ※各保険者2～3名	未定 (静岡市)
2月中旬	第2回運営協議会	島田市役所